

大船渡市議会災害時行動マニュアル

区分	処理事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">災害発生等</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">「災害対策会議」の設置</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">「災害対策会議」の行動</div> <p>①安否確認等</p> <p>②情報の収集・提供</p> <p>③要望・提言</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">「災害対策会議」の散会</div>	<p>○議長は、「大船渡市議会災害対策会議」の設置を決定する。</p> <p>○議長は、議員に対し、「災害対策会議」の設置を通知する。</p> <p>○議長は、市本部に対し、「災害対策会議」の設置を通知する。 ※議員は予め第1、第2連絡先を事務局に提出、登録を行い、「災害対策会議」の設置の通知に備える。 ※必要に応じて、部会を置く。</p> <p>○議員は議長から「災害対策会議」設置の通知を受けたのち、自らの安否、居所及び連絡場所を議会事務局に報告する。</p> <p>○議員は自身の安全を確保したのち、指定の装備を着用して「災害対策会議」に参集する。 ※道路の寸断等により「災害対策会議」に参集できない場合は、各地区市災対本部等と連携して情報収集や各地区の諸活動を支援し、「災害対策会議」に報告する。必要に応じて、支援要請をする。 ※災害により電話等が不通となり、「災害対策会議」や市本部と連絡が取れない場合は、公共施設等の移動系防災行政無線を使用する。</p> <p>○「災害対策会議」は、議員から災害情報を収集・整理し、市本部に提供する。</p> <p>○「災害対策会議」は、市本部から災害情報を収集し、議員に提供する。</p> <p>○「災害対策会議」は、市本部に対し、要望や提言を行う。</p> <p>○「災害対策会議」は、国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行う。</p> <p>○議長は、災害の拡大の恐れがなくなった時、又は、おおむね災害応急対策が終了した時は、「災害対策会議」の散会を決定し、議員及び市本部に通知する。 ※必要に応じて、災害復興対策特別委員会へ移行し、復旧・復興を支援する。</p>

「災害対策会議」とは、大船渡市議会災害対策会議のことをいう。
「市本部」とは、大船渡市災害対策本部のことをいう。